(子ども用子どもあて)

がわさきして 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 (アンケート) へのご協力 について

暖かな春がもうすぐそこまで来ていますが、みなさんいかがお過ごしでしょうか。

今日は川崎市からみなさんへのアンケートのお願いがあります。

かわさきし 川崎市では、川崎の子どもの権利保障を進めるために川崎市子どもの 権利委員会」という仕組みを作っています。

このアンケートは、子どもの権利委員会が話し合いをするために、皆さんの現在の生活や考えていることをよく知るために行なうものです。

今回アンケートへの協力をお願いしたのは、川崎市内の11歳から17 歳までの4,500人の子どものみなさんと、18歳以上の1,500人のおとなの人たちです。

アンケート結果は報告書という冊子にまとめる予定ですが、あなたのおなままでである。 名前が出たり、ご迷惑をおかけしたりすることはありません。

学校やクラブ活動、塾などでお忙しいとは思いますが、あなたの御意見を記入してくださるようお願いします。

2008 (平成20) 年3月

かわさきしちょう あ べ たか ま 大川崎市長 阿 部 孝 夫 かわさきしこ けんりいいんかい あら まき しげ と 川崎市子どもの権利委員会 荒 牧 重 人

保 護 者 様

春の到来も間近になってまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

本日お子様にお送りしました「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、市の附属機関である「川崎市子どもの権利委員会」が市長から諮問された「子どもの相談及び救済」についての調査・審議の基礎となる資料を得るために実施するものです。

川崎市子どもの権利委員会は「川崎市子どもの権利に関する条例」に 基づいて設置され、市長等の諮問に応じて、子どもに関する市の施策に ついて子どもの権利保障の視点から調査・審議をしています。

今回調査をお願いしましたのは、無作為に抽出した本市にお住まいの11歳から17歳の子ども4,500人と18歳以上の1,500人の方々です。

調査結果につきましては、報告書にまとめる予定ですが、無記名方 式のため、御協力いただくお子様や保護者の方のお名前がわかったり、 御迷惑をおかけしたりすることはございませんので、御安心ください。

年度末のお忙しい時期にお手数をおかけいたしますが、御協力いた だきますようお願い申しあげます。

2008 (平成20) 年3月

川崎市長 阿 部 孝 夫 川崎市子どもの権利委員会委員長 荒 牧 重 人

かわさき し こ けんり かん じったい いしきちょうさ 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査

^こ子ども (11歳~17歳)

◆◆◆ アンケートのおわがい ◆◆◆

このアンケートは、みなさんが、生活の中でどんなことを感じているのか、どういう思いで暮らしているのかを知るためにおこなうものです。今後、みなさんが暮らす川崎市をより良いものにしていくための参考にしていきたいと考えています。

◆なぜ、あなたにこの調査が?

・この調査は、市内に住んでいる11歳~17歳の人の中からコンピューターが自動的に選んでいます。

◆あなたが答えたことは他の人にはわかりません。

・あなたの名前を書く必要はありません。また、調査結果からあなたに迷惑がかかることもありません。

◆あなた首身が落えてください。

・あなたの代わりに、他の人が答えることはしないでください。

◆答えられる範囲でかまいません。

・思ったことを気軽に答えてください。

・小学生世代や外国人の子どもにも答えてもらうために、漢字やカタカナにはすべて、ふりがな (読み方) をつけてあります。

次のページから始まる質問について、あなたの思う番号にOをつけてください。 カーンケートの答えは、鉛筆でもペンでも何で書いてもいいです。 答えを飛ばしても最後まで書けていなくても、そのまま出してください。

一緒に入っている對筒で、2008(平成20)年3月19日までにポットに入れてください。 * 切手をはる必要はありません *

このアンケートは、川崎市と川崎市子どもの権利委員会が行なっています。

【アンケートについてのお問合せ】

■このアンケートをご覧になった保護者の芳へ■

この調査は、全の首節以外に使うことはありません。また、お字様やご家族に迷惑がかかることもありません。お字様が思っていることや考えていることを自由に書くようお伝えください。



あなたの思う番号に○をつけてください。

「あなた自身のこと」についておききします(この答えで書いた人がわかることはありません。)

あなたの年齢をおしえてください。(*2008(平成20)年4月1日での年齢を書いてください。)

2 12歳 3 13歳 4 14歳 5 15歳 1 11歳 6 16歳 7 17歳

あなたの性別をおしえてください。(答えたくない場合は、書く必要はありません。)

2 女

あなたは平日(月曜日から金曜日まで)おもに何をしていますか。

1 学校に行っている 2 学校以外のところですごしている 3 玂いている

あなたの住んでいるところをおしえてください。

5 宮前区 1 川崎文 2 幸区 3 中原区 4 高津文 6 多陸文 7 森草交

あなたは、今のところに住んでどのくらいになりますか。

3 6~10年 4 11 第~ 1 1年経っていない 2 1~5年

I 『あなたの思いや生活』についておききします。

間1 あなたは、自分のことについて、次のようなことを思いますか。

	番号に〇	番号に〇を付けてください。〇はそ		
	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
自分のことが好きだ	1	2	3	4
じずかは間りの人から大切にされている	1	2	3	4
だれかのために何かをしたい	1	2	3	4
社会に役立つことをしたい	1	2	3	4

間2 いま、あなたが楽しくて夢中になれると感じるのはどんなときですか。

2 学校の休み時間 3 学校での行事(運動会、文化祭、旅行など) 1 学校での勉強 6 プリースペース、プリースクールでの活動 4 児童会・生徒会活動 5 クラブ活動、部活動

7 塾での勉強

8 **落い筆、オポーツ** 9 地域の行事

10 ボランティア活動

- 11 首分し人で遊んでいるとき 12 友達と遊んでいるとき
- 13 パゾコンや携帯電話をしているとき 14 テレビやDVDを難ているとき
- 15 とくにない
- 16 その他(

149

間3 あなたは、次の中で、強れること、不安に思うことがありますか。

 1 学校の勉強・宿題
 2 学校の規則
 3 クラブ活動・部活動

 4 児童会・生徒会活動
 5 塾の勉強・宿題
 6 おけいこ・習いごと

 7 住んでいる地域の大ポーツ活動 8 受験・進路
 9 親のこと

 10 兄弟姉妹のこと
 11 祖父与のこと
 12 先生のこと

 13 笈だちや先輩のこと
 14 強れること、不安なことはない

 15 その他(
)

間4 あなたにとって木ッとでき、変心していられる場所はどこですか。

 1 首分の家
 2 学校
 3 技だちの家
 4 植交崎の家
 5 こども文化もンター

 6 図書館、市民館
 7 公園
 8 鑿や贄いごとの教室、支ボーックラヴ

 9 うシビニ
 10 ゲームもンター、カラオケボックス、マンガ製素

 11 とくにない
 12 その他(

削5 あなたにとって、道分が話したいことをなんでも話せる人は誰ですか。

 1 親 2 党第姉妹 3 祖父母 4 装だち 5 学校の発生

 6 塾や習いごとの発生、支ボーックラブの監督・コーチ

 7 とくにいない 8 その他()

前6 あなたは、<u>炭だちや先輩などから</u>、次のような「つらくてどうしようもないこと」をされたことがありますか。

1 されたことはない (→**淡**のページの間7〜) 2 たたかれたり、けられたりした 3 応を傷つけられる言葉を言われた 4 物・釜をとられた 5 方引きなどいけないことをむりやりさせられた 6 はずかしいことをむりやりさせられた 7 無視された、仲間郊れにされた 8 メールやネットでいやなことを書かれた 9 その他 ()

前6−1 間6で○をつけた「つらくてどうしようもないこと」をされたとき、あなたはどうしましたか。

1 やめてほしいと言った 2 だれが他の人に相談した(⇒間6-2、3へ)
3 がまんした 4 しかえしをした 6 その他()

前6-2 (前6-1で「2 だれか他の人に有談した」ときえた人へ)だれ・どこに相談しましたか。

 1 親
 2 党第姉妹
 3 祖父母
 4 装だち

 5 担任の先生
 6 保健室の先生
 7 担任、保健の先生以外の学校の先生

 8 校防の補談員(スクールカウシゼラーふど)
 9 鷺いごとの先生、大ポーックラブの監督・コーチ、塾への先生

 10 住んでいる地域の知り合いの人
 11 インターネット掲売板

 12 電話・メール補談
 13 話をきいてくれる補談窓首

 14 その他(
)

前6-3 (間6-1で「2 だれか他の人に精談した」と答えた人へ)相談してよくなりましたか。

1 よくなった 2 すこしよくなった 3 かわらなかった 4 かえってわるくなった 5 その他()

間7 あなたは、<u>おとなから</u>、炎のような「つらくてどうしようもないこと」をされたことがありますか。(答えられる範囲でかまいません)

	番号に〇を付けてください。〇 は いくつでも				
だれから どんなこと	せんせい がっこう じどうふくし 先生 (学校や児童福祉しせっ せんせい 施設の先生)から	^{おや ほごしゃ} 親(保護者)から	じゅく なら せんせい 塾 や習いごとの先生 すほぉっく らぶ かんとく スポーツクラブの 監督・ こぉち コーチから	きか <u>その他のおとな</u> から (だれから:)	
されたことはない	1	1	1	1	
心を傷つける言葉を言われた	2	2	2	2	
たたかれた	3	3	3	3	
がきた。 体をさわられたり、変なことを された	4	4	4	4	
話を聞いてもらえなかった	5	5	5	5	
院濯や養事の世話を警察して もらえなかった	6	6			
全部 1を選んだ場合は	しどうふくししせつ ほいくえん ぶんかせん たぁ じどうようこしせつ *児童福祉施設とは保育園、こども文化センター、児童養護施設				
(次のページの問8へ)	(事情があって家で暮らせない子どもたちが集まって生活する				

1 やめてほしいと言った 2 だれが他の人に植談した (⇒間7-2、3へ)
3 がまんした 4 しかえしをした 5 逃げた、行かなくなった 6 その他(算体的に)

間7-2 (間7-1で「2 だれか他の人に相談した」と答えた人へ)だれ・どうに相談しましたか。

 1 親
 2 党第姉妹
 3 祖父母
 4 技だち

 5 担任の先生
 6 保健室の先生
 7 担任、保健の先生以外の学校の先生

 8 校内の相談賞(スクールカウンセラーなど)
 9 整いごとの先生、スポーツクラブの監督・コーチ、塾の先生

 10 住んでいる地域の知り合いの分
 11 インターネット掲示板

 12 電話・メール相談
 13 筈をきいてくれる相談窓台

 14 その他(
)

筒7-3 (筒7-1で「2 だれか他の人に稍談した」と答えた人へ)稍談してよくなりましたか。

 Oは 1. よくなった 2. すこしよくなった 3. かわらなかった 4. かえってわるくなった 5. その他(

獣8 川崎市には、「└^権オンブズバーソン」という子どもの相談・教済機関があります。あなたは「\^権オンブズ パーケンシ」を知っていますか。

2 知っているが利用したことはない(⇒間8-1~) 知っていて利用したことがある 1 Oは

10

- 3 茗前は聞いたことがある
- 4 名前も聞いたことがない

間8-1 (間8で「2 知っているが利用したことはない」と落えた人へ)それはなぜですか。

- 1 電話番号がわからないから
- 2 何を相談するところかわからないから

- 5 植談しても、よくならないと思うから 6 とくに植談することがないから

7 その値(

簡9 あなたはえろールカウンセラーまたは、心のかけはし相談賞を知っていますか。

Oは 12

- 知っていて稲談したことがある 2 知っているが稲談したことはない(⇒間9-1へ)
- 3 名前は聞いたことがある
- 4 名前も聞いたことがない

間9-1 (間9で「2 知っているが相談したことはない」と答えた人へ)それはなぜですか。

- 1 どの人が相談員なのかわからないから 2 何を相談できる人なのかわからないから

- 5 積淡しても、よくならないと思うから 6 とくに積淡することがないから

7 その値(

間10 川崎市の予どもの相談を受けてくれるところには、炎のようなところがあります。この中で、あなたが**知っている** ものに〇、利用したことがあるものに◎をつけてください。

○と◎はいくつでも

- 総合教育センター(24時間いじめ相談ダイヤル)
- 2 教育相談室(教育委員会)

3 やまびご相談(教育人材センター)

4 児童相談所

5 児童虐待防止センター

7 横浜地方法務局相談窓口

6 ヤングテルホン相談

9 かわさき いのちの電話

8 横浜弁護士会子どもの人権相談

11 かわさきチャイルドライン

10 法務局子どもの人権110番

- 12 知っているものはない(⇒(うらのページの間11へ)

| 間10-1(間10で0だけをつけた) たへ) 着談を受けてくれるところを**知っているけれど利用したことはない** のは なぜですか。

1 電話番号がわからないから 2 何の相談をするところかわからないから ○はいくつでも 3 ちゃんと種談にのってくれるか不安だから 4 箱談したことを、だれかに知られたらいやだから 5 積談しても、よくならないと思うから 6 とくに積談することがないから 7 その他(

前11 あなたは、どのようなところだったら、礼談しようと思いますか。

1 どんな話でも聞いて受けとめてくれるところ 2 24時間いつでも電話などで対応してくれるところ 3 ひみつが 守られるところ 4 自分と年齢の近い話し着手がいるところ 5 こまったときに、かけこめるところ、遊げ込めるところ 6 お金(電話代ほか)がかからないところ 7 自分の気持ちや意見を代わりに話してくれるところ 8 問題の解決方法を教えてくれるところ 9 学校や施設やそこの職員などの間に入って、問題の解決をしてくれるところ 10 行もしてくれない場合に、解決をしてくれるよう話をしてくれるところ 11 その他(

Ⅲ 2000(平成12) 年12月につくられた『川崎市子どもの権利条例』についておききします。

間12 あなたは、「川崎市予どもの権利条例」について知っていますか。

1 知っている 2 知らない (**⇒間13へ) —**

10 その他(

| 間12-1 | 間12で「1 知っている」と答えた人におききします。どこで知りましたか。 2 字ども会議 3 パンウレット、ポスター、広報誌 授業、先生の話 ○はいくつでも 5 テレビ、ラジオのニューオ 6 雑誌、本 7. 炭だちの話 8 親 (保護者)、家族の譜 9 こども文化センター、 市民館、図書館など

間12-2 間12で「1 知っている」と答えた人におききします。どのようなことが印象に残りましたか。

2 子どもの簀住について 1 子どもの権利について ○はいくつでも 3 字どもの意見表明・参加について 4 困ったときや苦しいときに精談する場所について 5 いじめについて 6 体罰・虐待について 7 差別について 8 とくにない 9 その他(

▶聞13 あなたは、川崎市の次のしくみについて知っていますか。

- かわさき字どもの権利の $\stackrel{\circ}{0}$ 2 $\stackrel{\circ}{1}$ $\stackrel{\circ}{0}$ 造む字とも会議
- 3 川崎市子ども夢パーク 6 川崎市子どもの権利委員会

- 4 学校教育推進会議
- 5 人権オンブズパーソン
- 7 川崎市ホームページ「こどもページ」

8 1つも知らない

間14 あなたは、次の子どもの権利のなかで、自分にとって大切だと思うものはどれですか。

- 1 変心して生きる権利(いのちが大切にされ、いじめられたりしないで、変心して生活できる)
- 2 ありのままの自分でいる権利(他の人との違いや個性が失切にされ、秘密が与られる)
- 3 自分を守り、守られる権利(心や体を傷つけられないように逃げ、助けてもらうために相談できる)
- 4 自分を豊かにし、力づけられる権利 (遊んだり学んだり活動したりすることができる)
- 5 自分で決める権利(自分のことを自分で決めたり、決めるときにおとなに動けてもらえたりする)
- 6 参加する権利(自分の意見を言ったり、社会で活動したりできる)
- 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利(国の違いや障がいなどで差別されず受えられる)

ナムバニ

ع	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 書きされない場合は、裏面を使ってもいいです。

つらい質問があったかもしれませんが、 ここまで答えてくれて、ありがとうござりました。

